

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年4月21日（水）14:30～15:00
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|----------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 安念 潤司 | 中央大学法務研究科教授 |
| 委員 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 青木 幸裕 | 国土交通省観光庁参事官（旅行振興）付
旅行業務適正化指導室長 |
| 多田 龍介 | 国土交通省観光庁参事官（旅行振興）付課長補佐 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 眞鍋 純 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 佐藤 朋哉 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 長 正敏 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除の全国展開について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループを開催したいと思います。

本日のテーマは「農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除の全国展開について」でございます。国土交通省に御足労いただいております。お忙しいところ、どうもありがとうございます。

本日、資料につきましては国土交通省から提出をいただいております。配付いただいた資料は公開、議事についても公開と承知しております。

それでは、よろしければ、八田座長から議事進行をお願いしたいと思います。

○八田座長 今日はお忙しいところをお越しくささいまして、ありがとうございました。

では、観光庁からの御説明をお願いいたします。

○多田課長補佐 お手元に「旅行業務取扱管理者の概要」という2枚の裏表の資料をお配りしていますけれども、少し補足をさせていただきながら御説明させていただきます。

まず、国家戦略特区における旅行業務取扱管理者の確保に係る特例制度については、2017年に秋田県仙北市の要望を踏まえた上で措置させていただいたところです。八田先生にも大変御尽力していただいたとお聞きしております。

一方で、着地型旅行商品の造成の一層の拡大というところで、これまで仙北市で、仙北市という地域限定で、かつ一部の試験科目を免除するということが国家戦略特区の特例措置を行っていましたが、2018年に特例措置の全国展開のような形で旅行業法を改正しまして、地域限定旅行業務取扱管理者という制度を新設して、仙北市で特例措置を講じた1年後の2018年には地域限定旅行業務取扱管理者試験を全国的に実施することになった次第です。

国家戦略特区の特例措置を講じた後の仙北市での活用状況を拝見させていただいたのですけれども、特例措置を講じた2017年9月に試験が1回実施されまして、10名程度受験をして、仙北市限定の旅行業務取扱管理者の資格を取得されたのですが、その後、特例措置を活用した試験は行われていない状況でして、そういう意味では仙北市の要望に近い形で、地域限定旅行業務取扱管理者という全国的な制度が出来たことにより、一旦、ニーズが一定程度満たされたところはあるのではないかと考えているところです。

観光庁としても、地域経済を観光面から活性化させていくことは非常に重要な事柄だと思っておりますので、この全国的に実施している地域限定旅行業務取扱管理者制度、この試験は受験者数や合格者数は順調に増加しているところではありますけれども、さらに旅行業界団体等とも連携した上で、より一層、試験や制度の周知、広報に努めてまいりたいと考えている次第です。

一方で、御指摘いただいている、国家戦略特区の特例措置と同様に地域限定旅行業務取扱管理者試験から宿泊約款の試験科目を免除することについてなのですが、これは仙北市での特例措置の場合においては、旅行業を営む者が宿泊業も営んでいる、つまり宿泊約款に関する知識があることを前提としつつ、かつ宿泊約款に関する内容を含む研修を受けた場合に試験科目から宿泊約款が免除される形で運用がされていたものになります。

お手元にある資料の試験科目の比較の地域限定旅行業務取扱管理者試験を御覧になって

いただければ分かると思いますが、地域限定旅行業務取扱管理者というものは、仙北市の場合とは異なり、旅行業を営む者が必ずしも宿泊業も営んでいる、つまり宿泊約款に関する知識があることが担保されているわけではないので、宿泊約款が消費者保護の観点からキャンセル料の取扱いですとか、契約に関する取扱いが知識として求められるものであるという観点からも、単純に国家戦略特区で宿泊約款の試験科目が免除になっているということで、地域限定旅行業務取扱管理者試験も宿泊約款の試験をなくすことは難しいのではないかなと考えているところでございます。

一方で、観光庁としましては、繰り返しになりますけれども、地域限定旅行業務取扱管理者の制度の普及啓発というところはしっかり進めていきたいと思っていますので、どのような形でこの宿泊約款の試験科目の取扱いを進められるかというところは、先ほど消費者保護と申しましたが、旅行業法が消費者保護の観点で消費者庁と共管になっているところはありますので、消費者庁ですとか、あとは業界団体とも調整しつつ何ができるか検討していきたいと思っています。

簡単ですが、以上になります。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、まず事務局に伺いたいのですけれども、特区の措置の経験がある仙北市の人たちの意見は何かお聞きになりましたか。

○長参事官 活用されており、それで役に立っていると伺っております。

○八田座長 いや、それではなくて、宿泊約款を試験にすることがどの程度の制約になっているのかということ聞いています。

○長参事官 現状、宿泊約款については、説明されたような形で研修の中で入っているのだと思います。その宿泊約款を試験に入れるとなりますと、そこは仙北市のほうにも確認が必要になってくるかと思うのですが、ただ、試験科目として入る場合、一定の負担にはなってくるのだと思います。

○八田座長 それはそうですが、どの程度、実質的に負担になると考えているかというのは、やはり現場の人に聞いてみる必要がありますね。

それから、この表を見させていただくと、この差が、宿泊約款に関するところだけでも、国家戦略特区のところでも特に研修とは書いてありませんね。

○多田課長補佐 そうです。

若干、資料が分かりづらい部分があるのですけれども、そういう意味で言うと、これは研修になります。

○八田座長 これは研修ですか。

○多田課長補佐 はい。すみません。失礼しました。

○八田座長 そうすると、研修が三つ並ぶわけですね。

○多田課長補佐 はい。

○八田座長 それから、今度は左側の「研修で代替可」で「航空運送を除く」というのは、

航空運送に関しては試験を受けなさいということですか。

○多田課長補佐 この地域限定旅行業務取扱管理者は、旅行業を営む営業所がある市区町村とその周辺の市区町村を対象に、極めて限定された範囲で旅行業務を取り扱うことができるという制度なのですけれども、その場合、飛行機で移動するような知識というものは基本的に必要ないだろうということで、運送約款というところの航空運送の知識は試験として問いません。

○八田座長 だから、これは研修についてではなくて、試験そのものは免除するということですね。

○多田課長補佐 そうです。

○八田座長 したがって、この下の二つの部分については研修で代替可能だから、結局、特区の措置も全部同じで、ここの宿泊約款のところだけが違うということですね。

○多田課長補佐 そうです。試験か研修かということですよ。

○八田座長 それで、委員の方に伺う前に一つだけ、全国のこの措置で、「宿泊業に携わっている人は宿泊約款の試験を受けなくてもいい。」とすることは、可能なのですか。それはできないですか。そうすると、完璧に同じになりますね。

○多田課長補佐 そのような考え方もあるのですけれども、この国家戦略特区の特例措置では、仙北市で確実に宿泊業を営む人が営業所を営み、その営業所においては必ずこの試験を受けた旅行業務取扱管理者の方が働くということで、雇う側も雇われる側も確実に宿泊に関する知識があることを前提にこの特例措置を置いています。一方で、この地域限定旅行業務取扱管理者試験では、全国津々浦々、雇う側がもしかしたら旅行会社かもしれないですし、つまり宿泊の知識がない可能性もありますし、そういう意味で受験される方には平等に押しなべて、この宿泊に関する知識を試験として、知識として求めているというところでもあります。

○八田座長 本当は委員の方にすぐ伺うべきですけれども、もう一つだけ。まず、実質的にこの仙北市のような要件を満たした場合にはこれを免除することもあり得るのではないかと思うのです。その際、ただ宿泊業を経験しただけではなくて、どこかで営業の知識と結び付いている必要があると思いますが、いかがですか。もう一つは、宿泊約款の試験というものは相当、準備に時間がかかるものですか。

○多田課長補佐 宿泊約款のモデル約款というものが、つまり宿泊業界に携わる人は皆さん、おそらく知っているものなのですけれども、そこにキャンセルはこういう形で行ってくださいとか、契約に関して規定されているのですが、そこを勉強していただくということになるので、どれぐらい時間がかかるかということ、それほど負担にはならないと思います。

○八田座長 分かりました。

以上の御説明ですが、委員の方から御質問、御意見をお願いしたいと思います。

では、まず中川委員、お願いします。

○中川委員 八田座長が言ったことと一緒に思うのですけれども、仙北市で導入して、宿泊約款に関する試験を免除している理由が、宿泊業を営んでいる、雇っているほうも雇われているほうも、宿泊業に関する一定の知識がある。何か実務経験があることを前提にしているとおっしゃっていたのですが、多分、そういうことを行政のほうで予想して、あるいは制度を作るほうで予想して大丈夫だろうというのでやっているだけではないと思うのです。おそらく実務経験があることを何らかの形で確認する手続があって、それで確実にそうだから約款に関する試験を免除するという制度にしなければ、制度として多分完結していないと思うのです。

だとすれば、全国措置についても同じように確認するような措置を導入すれば完全に特区と同じような形になるし、多分、制度の狙いとしては非常に効率的なものになるように思うのですけれども、特区でやれていることがなぜ、全国措置というか、今回作っていた措置でできないのかというのはやや分からないところなので、そこをもう少し説明いただければと思います。

○八田座長 今のことをお答えいただく前に、菅原委員が時間がないようなので、続いて菅原委員に質問をお願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。菅原と申します。よろしく願いいたします。

一つお伺いしたいのですが、試験の内容を見ましたが、多々ある質問の中で宿泊約款は1～2問でした。この試験を受けることと研修で代替することの大きな違いが見受けられません。この業法が消費者保護の観点であるとのことですが、他のものは研修で代替できるのに、宿泊約款はこの試験を受けないと消費者保護の観点で代替できない理由がよく分かりませんでした。

また、旅館業法は消費者保護の視点でという説明ですが、地方創生とか成長戦略といった観点でもこうした仕組みが重要だという認識は政権として持っているので、その辺を踏まえた形で考えていく必要があるのだと思います。モデル宿泊約款を見ましたが、研修を受けたり、また、極端に言えば、研修を受けなくてもマニュアル的なものがあれば十分対応できるのだと思いますので、試験にこだわる理由がよく分かりません。そのため、先ほど八田座長がおっしゃいましたけれども、旅館業法上の営業許可を有している者に対しては、受験者においては今回、仙北市と同じような扱いをすることは可能ではないかと思えます。

それから、最後にちょっと話がずれますが、これを普及させていくのであれば、全国2か所でやっている受験に関して受験しづらいという声が多く寄せられていると思います。いつでもオンラインで何度でも受けられるようなスキームを考えていくことがより必要になっていくと思います。

2019年の試験のときに宿泊約款は確か正解の選択肢がないというミスがあって、その設問は全員正解にしたということもあり、その程度の中身なのであれば、研修でも十分対応はできるのではないかと。試験と研修の大きな違いは何なのかというところを御指導いただ

ければと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

今、三つ論点があったと思います。まず、中川委員が御指摘になったように、今、特区でやっているような試験免除の資格認定みたいなことは当然、全国でもできるのではないかということが第1点。それから、菅原委員はそもそも、それをやらなくても試験は不必要なのではないか。ちゃんと研修すれば済むのではないかという論点を指摘された。最後に、研修なり試験なりをオンラインでやることも新しい時代を考えて、もっと地方創生に資するようにはどうであろうか。そういう3点であったと思います。

お願いいたします。

○多田課長補佐 ありがとうございます。

では、中川先生からいただいた、特区で措置したことをこの地域限定旅行業務取扱管理者制度の中でも同じように扱ったらどうかという御指摘と、地域限定旅行業務取扱管理者試験における宿泊約款を試験ではなくて、例えば研修でもいいのではないかという御指摘についてですが、我々としても内閣府からお話をいただいた際に、お手元にある資料で言うと、例えば国家戦略特区の特例措置の下2行の旅行業務に関連する料金とか実務処理能力ですとか、一部、既に研修で代替可としている部分もございますので、宿泊約款についても、共管の消費者庁ですとか旅行業団体ですとかと協議をして、どのような形で研修という形で担保できるかなど、そのような方向で検討できないかというところで考えていますので、引き続き、我々は急ぎ検討は進めたいと思っています。

オンラインでの試験についてですけれども、今のコロナ禍という状況もあって、色々な試験においてオンラインでの活用ができないかというところで、まさに菅原先生がおっしゃったように、地域限定旅行業務取扱管理者試験はまだ始まったばかりでして、受験者数がそこまで多くないというところもあるのですが、受験者数の推移を見つつ、どのような形でオンラインでの試験ができるか、そこはしっかり検討していきたいと思っています。

○八田座長 ありがとうございます。

1点目のところで、要するに研修にするか、試験にするかは今、検討中でいらっしゃるということですね。

○多田課長補佐 そうです。他の試験において研修で代替可としている部分もありますので、御指摘いただいた宿泊約款については菅原先生がおっしゃるとおり、全体の試験問題数の中での比率は極めて低い部分もございますので、研修を工夫してみるとか、そこは検討の余地があると、事務方としては今考えていますので、どのような形で緩和できるか検討していきたいと思っています。

○八田座長 ありがとうございます。

他に質問とか御意見はございませんでしょうか。

原委員、お願いします。

○原座長代理 ありがとうございます。

今の観光庁の試験の中身については、今、他の方々もおっしゃられた点は検討いただければと思います。

それで、私はむしろ観光庁にというよりも内閣府になのですけれども、今日の話は順番が違っていただけかなと思います。この地域限定旅行業務取扱管理者試験は、実質的には特区でやったことを全国展開するというのに近いことであつたのだと思います。全国展開と捉えていいのかなと私は思っています。その前に本来、今日みたいな議論をしておかないといけなくて、せっかく特区で実験をやったわけですから、そこでどんな成果があつたのか。それで、どんな課題があつたのかということとそこで活用する。そのための議論をしなければいけなかったということなのだと思います。

それで、これまであまり、特区でやったことは全国展開するのですということと各省庁に申し上げてこなかったということがあって、それは事務局だけの問題であるということではなくて、私自身も含めて、そこはこれからしっかりやっていかないといけないということであると思います。ですから、こういう順番がひっくり返ってしまうというのは大変、議論の仕方として非効率であつて、問題のあることだと思いますので、是非こういったことが起きないようにやっていければと思います。

よろしくをお願いします。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、落合委員、どうぞ。

○落合委員 落合と申します。御説明ありがとうございます。

それで、宿泊約款のほうも研修の方向でお考えになっているというお話を伺って、非常にいい話なのかなと伺ったところです。研修は他の二つの項目があり、旅行業務に関連する料金とか実務処理能力というものも研修で代替可となっているのですが、これと一緒に同じような機会に実施して、要するに手戻りとかがあまり勉強する側も増えないような形で設計される方向で御検討いただけるのでしょうかというのが質問になります。

ここができていけば、旅館とかの事業者以外も比較的、楽に取り組めるようになるということで、特区での仕組みを踏まえて、より発展させていただいたという形での評価ができるように考えますので、是非、お考えを伺えればと思います。

○八田座長 国土交通省、お願いいたします。

○多田課長補佐 ありがとうございます。

宿泊約款を研修という形で代替措置を検討する際には、今、落合先生がおっしゃいました旅行業務に関連する料金ですとか、あとは実務処理能力ですとか、既に研修で代替可としているものとのバランスと言いますか、どうしたら受験者にとって効率的に行うことができるかというのは、研修を行うであろう旅行業団体ともしっかり調整していきたいと思えます。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 他に委員の方から質問とか御意見はございませんか。

今日の観光庁の御発言は非常に積極的にこれを進めていきたいという御意向でした。宿泊約款のところも研修の可能性を検討していただける。もしそうなると完全な形で、この特区制度の全国展開という形になると思います。

大体、御検討の期限はどのくらいの期間が必要でしょうか。

○多田課長補佐 観光庁だけではなく、消費者庁ですとか、あとは業界団体ですとか、つまり研修を実際にしていただく方々との調整もありますので、例えば今年とか今年度とか、そこで結論を得て速やかに措置するという事で考えてはいます。

○八田座長 例えば本年中という期間を考えていらっしゃる。そういうことでよろしいでしょうか。

御意見はありますか。

そうしましたら、本年中にこの全国展開を御検討いただくということでお願いしたいと思えます。

他に何か御指摘はありますか。

事務局からは何かありますか。

○長参事官 特にはございません。

○八田座長 それでは、今日は本当にありがとうございました。

それから、原委員が指摘されたように、我々はもっと前から制度を全国展開なさるときに、既に我々の色々な、仙北市の経験などをお伝えすべきであったと思いますので、今回、全国展開を御検討いただくことは本当にありがたいことであると思っています。

○多田課長補佐 ありがとうございます。

○八田座長 よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。